

2008年(平成20年)

3月号

March  
No.582

# はしかみ

HA SHI K A M I  
広報

## 太夫躍動、春を呼ぶ～田代えんぶり組～

### ◆3月号のおもな内容◆

・協働のまちづくりアクションプラン完成——2P  
・平成18年度バランスシートと行政コスト——8P

・中城傳次郎さん満100歳——3P  
・町営住宅柵山団地入居者募集——9P

・人事行政の運営等の状況について——4～7P  
・はしかみつじマラソン参加者募集——10P

# 「協働のまちづくりアクションプラン」が完成

◆浜谷町長にアクションプランが提出されました



2月20日、「階上町協働のまちづくりアクションプラン」の策定作業を進めてきた、協働のまちづくり町民会議（坂下武治議長）は、完成したプランを浜谷町長に報告しました。

本町では現在、「町民と行政の協働のまちづくり」を掲げ、まちづくりをすすめています。昨年には「階上町協働のまちづくり条例」を制定し、その基本理念や仕組みを定めました。

今回のアクションプランは、条例実現に向け、町民

◆アクションプラン完成までの経緯を浜谷町長に説明する坂下議長



の皆さんと役場の行動する構想を示したものです。

坂下議長は「町民の皆さんに分かりやすく、取り付きやすい内容になりました」とプランの内容について説明、浜谷町長は「分かりやすいことが一番。協働のまちづくりを進めていく上で役立ちます」と、委員の皆さんの労をねぎらいました。

このプランは近日中に公表しますので、ぜひご覧になってください。

# 道仏小児童が車椅子を寄贈

道仏小学校（高見和助校長）の児童代表11人と住民代表3人が2月14日、町の社会福祉協議会を訪問し、車椅子4台を寄贈しました。

これは同校のボランティア活動の一環。アルミ缶1,700kgを集めて得た資金を元に購入したものです。

同校では2006年10月にも特別養護老人ホーム見心園へ車椅子を寄贈していますが、今回も住民の皆さんの協力を得てわずか2年で目標を達成することができました。

贈呈式では体育・ボランティア委員長の郷呂彩乃さんが「町の皆さんが喜んで使っていただけたらうれしいです。これからも活動を継続していきます。」とあいさつ。続いて町社会福祉協議会の河内宏心会長がお礼のことばを述べました。

今回の寄贈で町社会福祉協議会の保有する車椅子は40台となり、福祉機器貸与事業に積極的に活用していくそうです。

◆寄贈を行った道仏小体育・ボランティア委員と住民代表の皆さん



◆贈呈式の様子



# 平成20年 交通事故抑止祈願祭

**交** 通事故の抑止を神前に誓う祈願祭が2月7日、赤保内寺下にある潮山神社で行われました。

参加者は約50人。時折小雪が舞う厳しい寒さの中、神事が行われました。

参加者を代表して八戸地区交通指導隊階上支隊の中城 清班長が「1. 交通弱者を事故から守る、2. シートベルト・チャイルドシートの着用、3. 飲酒運転の追放、4. 夕暮れ時の早め点灯の励行」を神前に誓い、交通事故のない町を目指して決意を新たにしました。

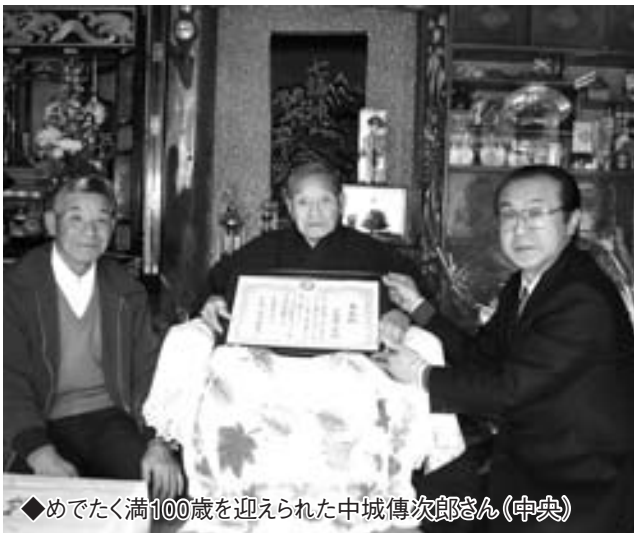
町内の過去5年間の交通事故発生状況を見ると毎年約55件の交通事故が発生しています。

悲惨な交通事故をなくすため、町民総ぐるみで事故防止に努めましょう！



◆交通事故のない町を神前に誓う中城班長

## 中城傳次郎さん満100歳！



◆めでたく満100歳を迎えられた中城傳次郎さん(中央)

**晴** 山沢地区の中城傳次郎さんが2月8日、満100歳の誕生日を迎えられ、町からお祝いの表彰状と記念品が贈られました。

中城さんがお生まれになった明治41年(1908)の頃、町では大蛇、追越、榊、道仏、小舟渡に漁業組合が設立(1903)され、田代郵便局が電信業務を開始(1910)しています。

浜谷町長から「100歳おめでとうございます。」とお祝いの言葉が贈られると、中城さんは「わざわざお出でいただきありがとうございます。」と大きな声でお礼を述べられました。

また、行政区長を務めていた事など、浜谷町長と当時を振り返りながらの話に花が咲きました。

これからもお元気で長寿を重ねてください。

## 生涯学習のまちづくり町民大会

**階** 上町生涯学習のまちづくり町民大会が2月17日、ハートフルプラザ・はしかみで開催されました。

この大会は、町民の皆さんに生涯学習への意欲を高めていただくことを目的に毎年行われています。

今回は、NPO法人新座子育てネットワーク代表理事の坂本純子さんが「子育てで元気なまちづくり！」をテーマに基調講演を行いました。坂本さんは「今は夫婦で子育てをする時代。父親のワークライフバランスの見直しが必要」と、子育てのすばらしさを訴えました。

続いて白銀南中学校の小高 進校長と、小中野児童館の平間恵美館長が地域ぐるみで行っている子育ての事例を発表し、子育てをキーワードにしたまちづくりについて理解を深めました。



◆多くの町民の皆さんが参加した大会の様子

# 階上町人事行政の運営等の状況について

町では、職員の給与、職員数、勤務時間その他の状況を、「階上町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、町民の皆さんに公表します。

## 1 給与などの状況

### (1) 人件費（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 H19.3.31現在	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	15,079人	5,006,867千円	205,663千円	869,842千円	17.4%	17.0%

### (2) 職員給与費（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	98人	377,218千円	34,126千円	153,976千円	565,320千円	5,769千円

※1 職員手当には退職手当を含みません。

※2 職員数は、普通会計関係職員の18年4月1日現在の人数です。

### (3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額（19年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
階上町	44.5歳	339,000円	395,641円	54.7歳	335,700円	346,800円
青森県	44.1歳	352,500円	420,493円	46.2歳	318,900円	364,077円
国	40.7歳	325,724円	—	48.8歳	287,094円	—

※1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等を合計したものです。

### (4) 職員の初任給（19年4月1日現在）

区分		階上町	青森県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	166,796円	170,200円
	高校卒	138,400円	135,632円	138,400円

※ 青森県は21年3月まで給料月額2%削減中。

### (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（19年4月1日現在）

区分		経験年数7～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
一般行政職	大学卒	233,800円	286,600円	—
	高校卒	—	232,100円	279,100円
技能労務職	高校卒	—	—	—

※ それぞれの経験年数に該当する職員の平均額になります。該当する職員がない場合は「—」となっています。

### (6) 一般行政職の級別職員数（19年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務	主事		主査 主任主査	主幹 総括主幹	グループ リーダー	課長	
職員数	5人	7人	16人	31人	11人	6人	76人
構成比	6.6%	9.2%	21.0%	40.8%	14.5%	7.9%	100%

※ 階上町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(7) 職員の手当

① 期末手当・勤勉手当

階 上 町	青 森 県	国
1人当たり平均支給年額<18年度> 1,662千円	1人当たり平均支給年額<18年度> 1,886千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%

② 退職手当 (19年4月1日現在)

階 上 町	国
<b>【基本額】</b> (支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分  <b>【調整額】</b> 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整額を合計した額(月額0円~33,350円)  その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)  退職時特別昇給 制度なし 1人当たり平均支給額 25,343千円	<b>【基本額】</b> (支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分  <b>【調整額】</b> 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整額を合計した額(月額0円~79,200円)  その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)  ※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③ その他の手当 (19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶 養 手 当	配偶者や子などを扶養している職員に対し支給。配偶者13,000円 配偶者以外6,000~11,000円 16~22歳の子1人につき5,000円加算	同	—	11,485千円	216,698円
住 居 手 当	住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。 最高限度額14,000円 ※持家の場合支給なし	異	国の制度:借家での最高限度額27,000円、持家2,500円	3,103千円	147,762円
通 勤 手 当	自動車等を使用して通勤している職員に対し支給(片道2km以上)。 距離に応じて2,000円~24,500円	同	—	3,971千円	50,910円
管 理 職 手 当	管理監督の地位にある職員に対し支給。 総務課長30,000円、その他の課長25,000円、グループリーダー20,000円			4,183千円	261,438円
寒 冷 地 手 当	11月から翌年3月までの各月に寒冷地に勤務する職員に対し支給。世帯区分に応じて7,360~18,040円(経過措置中)	同	—	7,132千円	67,283円

(8) 特別職の報酬等 (19年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等	支 給 割 合 等
町 長	給 料 552,000 (768,000) 円	(18年度支給割合) 1.00 月分 ・加算措置有り
副 町 長	548,000 (609,000) 円	3.30 月分 //
議 長	報 酬 284,000 円	2.54 月分 ・加算措置有り
副 議 長	241,000 円	// 月分 //
議 員	226,000 円	// 月分 //

※ 給料月額の内は、減額措置を行う前の金額です。

## 2 職員数の状況

### (1) 部門別職員数と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
普通会計部門	議 会	2	2	0	
	総 務	28	29	1	生涯学習事業の増
	税 務	10	10	0	
	民 生	18	8	△ 10	保育所児童館の廃止(△11)、自立支援事業の増(1)
	衛 生	6	7	1	機構改革によるグループリーダーの増
	労 働	0	0	0	
	農 林 水 産	7	7	0	
	商 工	1	1	0	
	土 木	8	7	△ 1	事務再編による減
	計	80	71	△ 9	
	教 育 部 門	18	19	1	生涯学習事業の減(△1)、公民館欠員補充(1)、特別支援教育学習サポート員の増(1)
	小 計	98	90	△ 8	
公営企業等会計部門	病 院	0	0	0	
	下 水 道	3	3	0	
	そ の 他	9	10	1	包括支援センター業務の増
	小 計	12	13	1	
合 計		110 [130]	103 [130]	△ 7 [ 0 ]	

- ※ 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 [ ] 内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成 (19年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数	0人	2人	4人	11人	21人	8人	7人	9人	9人	17人	15人	0人	103人

### (3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

#### ①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純 減 数	純減率
113 人	99 人	14 人	12.4 %

#### ②定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	19年進捗数・率 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	93	89	81				—	82
	増 減		△ 4	△ 8				△12	△ 11
教育	職員数	18	18	19				—	15
	増 減		0	1				1	△ 3
公営企業会計	職員数	2	3	3				—	2
	増 減		1	0				1	0
計	職員数	113	110	103				—	99
	増 減		△ 3	△ 7				△10(71.4%)	△ 14

- ※ 1 計画期間は、17年～22年の5年間でです。  
2 ( ) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。  
3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

### 3 職員の勤務時間・その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間（一般職の標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	8:15	17:00	12:00～12:45

#### (3) 育児休業の取得状況（平成18年度）

区 分	男 性	女 性
新たに育児休業を取得した者	0人	2人
前年度から引き続けている者	0人	2人

#### (2) 年次有給休暇の取得状況（平成18年）

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)÷(c)	消化率 (b)÷(a)
3,993日	1,064日	102人	10.4日	26.6%

※1 全対象職員数とは、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの全期間を在職した職員に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職者並びに育児休業者、休職者及び派遣職員を除きます。

※2 総付与日数とは、平成18年1月1日現在において各職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）を全対象職員にわたって合計したものです。

### 4 職員の分限・懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分者数（平成18年度）

（単位：人）

処分手由	処分の種類					合 計
	降 任	免 職	休 職	降 給		
心身の故障の場合	—	—	1	—	—	1

#### (2) 懲戒処分者数（平成18年度）

（単位：人）

処分手由	処分の種類					合 計	訓告等
	戒 告	減 給	停 職	免 職			
法令に違反した場合	—	—	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	2	—	—	2	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	1	—	1	—	—

### 5 職員の研修・勤務成績評定の状況

#### (1) 職員研修の実施（平成18年度）

区 分	受講者数	内 容 等
青森県自治研修	12 人	基本研修、選択研修
各種専門研修	2 人	専門知識及び技術習得のための研修

#### (2) 勤務成績の評定制度

平成19年度から職員の職務で発揮された能力や業績について評価する人事評価制度を実施しています。

### 6 職員の福祉の状況

#### (1) 福利厚生制度（平成18年度）

区 分	受診者数	内 容 等
人 間 ド ッ ク	17 人	医療機関等が実施する総合健診
定 期 健 康 診 断	88 人	医療機関等が実施する一般健診
結 核 検 診	105 人	胸部X線撮影

#### (2) 共済制度

職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、青森県市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は、健康保険制度に相当する短期給付、厚生年金制度に相当する長期給付等の共済事業を実施することにより職員の福利厚生の充実を図っています。

#### (3) 公務災害補償制度（平成18年度）

加入団体	認定件数	災 害 の 概 要
地方公務員災害補償基金青森県支部	0 件	

2006年度末

# バランスシートと行政コスト

## 階上町のバランスシート（貸借対照表）

平成19年3月31日現在

（単位：千円）

	平成18年度総額	前年度比増減
〔資産の部〕		
借		
1 有形固定資産	19,998,451	▲ 391,999
2 投資等	1,512,628	▲ 22,430
方		
3 流動資産	1,757,318	158,325
資産合計	23,268,397	▲ 256,104
〔負債の部〕		
貸		
1 固定負債	10,368,240	▲ 170,585
2 流動負債	739,104	62,424
負債合計	11,107,344	▲ 108,161
方		
〔正味資産の部〕		
正味資産合計	12,161,053	▲ 147,943
負債・正味資産合計	23,268,397	▲ 256,104

平成18年度のバランスシート及び行政コストをお知らせします。バランスシートは町の資産と負債の状況を表したものです。

増減の主な要因は、有形固定資産は資産の減価償却による減、投資等は退職手当組合積立金の減に伴う減、流動資産は財政調整基金の増と歳計現金の増によるものです。負債は地方債の償還額の増、正味資産は国・県支出金及び一般財源の減によるものです。

円グラフの行政コストは、町の歳出決算額のうち各種のサービスにどれだけの費用がかかっているかを表すものです。目的別に占める割合は民生費、教育費、農林水産業費の順となっています。

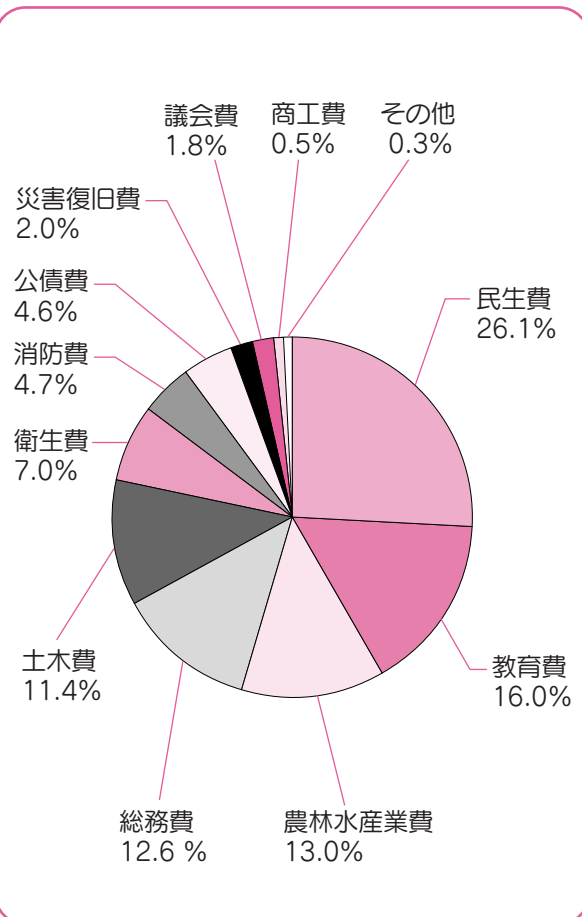
町民一人当たりの性質別行政コストは、行政サービス費用を性質的に分類し、人口割としたものです。一人当たり308,262円で、昨年度より1,391円の減となりました。

## 町民1人当たり性質別行政コスト

（単位：円）

項目	平成18年度	平成17年度	比較
1. 人に係るもの	①人件費	49,511	52,679 ▲ 3,168
	②退職給与引当金繰入等	5,970	4,842 1,128
	小計	55,481	57,521 ▲ 2,040
2. 物に係るもの	①物件費	44,033	47,804 ▲ 3,771
	②維持補修費	4,124	2,932 1,192
	③減価償却費	72,892	72,626 266
小計	121,049	123,362 ▲ 2,313	
3 移転支的なもの	①扶助費	41,000	39,424 1,576
	②補助費等	44,108	44,347 ▲ 239
	③繰出金	24,685	28,234 ▲ 3,549
	④普通建設事業費（他団体への補助金等）	1,173	1,482 ▲ 309
小計	110,966	113,487 ▲ 2,521	
4. その他	①災害復旧事業費	6,057	5 6,052
	②失業対策事業費	0	0 0
	③公債費（利子分のみ）	13,932	14,447 ▲ 515
	④債務負担行為繰入	0	0 0
	⑤不納欠損額	777	831 ▲ 54
小計	20,766	15,283 5,483	
合計	308,262	309,653 ▲ 1,391	

## 目的別行政コスト





# 「町営住宅榊山団地」が完成します

本年度、駅前地区で建設中の町営住宅榊山団地は、3月末で完成予定です。

これは、旧団地の老朽化に伴う建替事業として、地域住宅交付金事業（国補助）により、木造7棟30戸、合併処理浄化槽、駐車場などを整備しています。

また、下記により入居者を募集します。必要書類を準備の上、産業建設課へお申し込みください。



## 町営住宅榊山団地の概要（道仏字榊山9-95）

- ◎木造平屋 6棟 27戸（1LDK、2LDK）
- ◎木造2階 1棟 3戸（3LDK）
- 計 7棟 30戸

## 「町営住宅榊山団地」入居者募集について

募集期間：平成20年3月28日（金）まで

団地名	募集戸数	規 格	家 賃
榊山団地 (道仏字榊山 9-95)	1LDKタイプ 4戸 ----- 部屋番号 (1-2、1-3、 4-3、6-2)	●洋室1部屋（6畳）、洋室LDK（10畳）43m <sup>2</sup> 水洗トイレ、風呂（ユニットバス）、洗面脱衣室 プロパンガス使用（台所、風呂） 灯油使用（FF式ストーブ対応） ※ストーブ、ガスコンロ、室内灯は個人持込	前年度所得金額により決定されます。
	2LDKタイプ 2戸 ----- 部屋番号 (2-3、7-5)	●洋室2部屋（6畳×2）、洋室LDK（11畳）55m <sup>2</sup> 水洗トイレ、風呂（ユニットバス）、洗面脱衣室 プロパンガス使用（台所、風呂） 灯油使用（FF式ストーブ対応） ※ストーブ、ガスコンロ、室内灯は個人持込	前年度所得金額により決定されます。

- ・注1 敷金として、決定家賃の3か月分を納めていただきます。
- ・注2 汚水処理費を徴収します。（水道使用料金×64/100）
- ・注3 駐車場使用料を徴収します。（1台につき月額1,000円）

### ◆入居資格

1. 現に住宅に困っていると認められる方（申し込み者及び同居者に持家がある方は不可）
2. 税金等の未納のない方
3. 現に同居又は同居しようとする親族がある方
4. 20歳未満の子を扶養している寡婦及び寡夫
5. 生活保護世帯（単身入居可）又は心身障害者、又は60歳以上の方
6. その他、低所得者で速やかに町営住宅に入居を必要としている方など

### ◆申し込みに必要な書類

1. 町営住宅申込書（申込書は産業建設課土木建設グループ窓口にあります。）
2. 所得を証明する書類（源泉徴収票か所得証明書）
3. 納税証明書
4. 入居希望者全員分の住民票
5. 連帯保証人予定者届出書（※2名必要、届出書は産業建設課土木建設グループ窓口にあります。）
6. その他必要書類（必要に応じて申し込み時又は電話等で指示します。）



【問い合わせ・申し込み】 産業建設課 土木建設グループ ☎88-2118



# 第17回 はしかみつじマラソン大会 参加者募集

雨天  
決行

《と き》5月25日(日) 《と ころ》階上町立中央体育館(開会式:午前9時20分)

距離	区分	年齢区分	距離	区分	年齢区分
3km 10:00 スタート	A	小学生男子	5km 10:40 スタート	F	一般女子・高校女子
	B	小学生女子		G	高校生以上34歳以下男子
	C	中学生女子		H	35歳以上49歳以下男子
	D	一般女子 高校女子		I	50歳以上男子
			J	49歳以下男子	
E	中学生男子	10km 10:40 スタート	K	50歳以上男子	
			L	一般女子	
			2km 10:45 スタート	M	フリー (タイム・順位なし)



《参加料》  
・高校生以上 1,800円  
・中学生以下 800円

《申込期間》  
4月21日(月)まで

《申込方法》  
所定の振込用紙に必要事項を記入し、参加料を添えて郵便局又は事務局にお申し込みください。

【問い合わせ・申し込み】はしかみつじマラソン実行委員会事務局(教育委員会教育課内) ☎88-2764

## ゆとり町民農園利用者大募集!

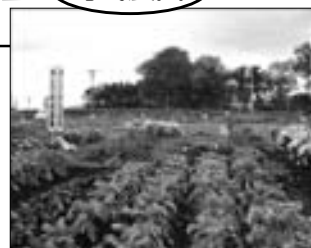
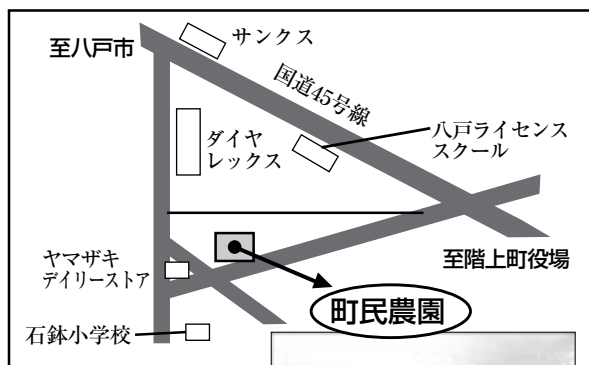
今年もゆとり町民農園がはじまります。  
ご家族の健康を考え、安全安心な野菜づくりを!  
ご家族やご友人、職場の仲間を楽しみませんか?

■区画数: 122区画 ■面積: 1区画約22坪

■利用料: 1区画2,500円

■申込期間: 3月31日(月)まで

- ①定数になり次第締め切ります。印鑑をご持参ください。
- ②農具の貸出しは行いませんので各自ご持参ください。
- ③前年に利用された方で、今年も希望する場合も申し込みが必要です。
- ④野菜栽培講習会を予定しています。  
農家の方が苗の選び方・植え方、肥料・病気等について親切丁寧に指導します。



【問い合わせ・申し込み】産業建設課 産業振興グループ ☎88-2116

## 「品目横断的経営安定対策」から「水田経営所得安定対策」へ

品目横断的経営安定対策について、生産現場からいただいた様々なご意見等を踏まえ、対策に関する誤解の解消に努めるとともに、地域の実態に即した見直しを行います。その内容は、①対策名及び関係用語(略称)の変更、②市町村特認制度の創設、③交付金支払い時期の前倒し、申請手続きの簡素化です。

なお、平成20年産の加入手続きは4月1日から始まります。また、秋まき麦についても平成21年産からは、4月1日からの受付になります。

【問い合わせ】  
青森農政事務所 地域第二課 ☎29-2113  
産業建設課 産業振興グループ ☎88-2116



1日 4月11日(金)

金山沢・角柄折・鳥屋部・赤保内  
石鉢・蒼前・野場中

2日 4月12日(土)

大蛇・追越・榊・駅前  
小舟渡・道仏・赤保内

3日 4月13日(日)

石鉢・蒼前・野場中・  
赤保内・駅前

4日 4月14日(月)

金山沢・田代・平内・晴山沢・鳥屋部  
赤保内・道仏・小舟渡・荒谷・大蛇

場所	時間
上 勉 氏宅前	9:30~ 9:40
長久保バス停前	9:45~10:05
金山沢集会所	10:10~10:20
農業加工センター前	10:25~10:35
大下栄子 氏宅前	10:40~10:55
新田集会所	11:00~11:30
中央体育館	11:35~11:55
東鳥屋部バス停前	13:10~13:20
茨島バス停前	13:25~13:35
坂建設工業前	13:40~13:50
東平婦人ホーム	13:55~14:05
石鉢十文字バス停前	14:10~14:20
石鉢ふれあい交流館	14:25~14:50
蒼前集会所	14:55~15:20
ふれあい広場前	15:25~15:50
民俗資料収集館	16:00~16:10

場所	時間
笹山岩蔵 氏宅前	9:30~ 9:40
大蛇部会前	9:45~10:10
追越部会前	10:15~10:35
榊浜通りバス停前	10:40~10:50
榊集会所	10:55~11:15
大里商店前	11:20~11:30
駅前集会所	11:35~12:00
小舟渡集会所	13:30~13:50
小舟渡小横駐車場	13:55~14:15
薦木商店前	14:20~14:30
キューピータマゴ(株)前	14:35~14:45
道仏集会所	14:50~15:10
トライアングル前	15:15~15:25
役場駐車場	15:30~15:50

場所	時間
小林商店前	9:30~ 9:55
蒼前集会所	10:00~10:25
ふれあい広場前	10:30~10:55
ロイヤルテニスクラブ前	11:00~11:20
石鉢ふれあい交流館	11:25~11:50
石鉢十文字バス停前	11:55~12:05
宗前秀蔵 氏宅前	12:10~12:20
かずみが丘団地公園前	13:35~14:00
白樺団地入口	14:05~14:20
道の駅駐車場	14:25~14:45
みどり団地公園前	14:50~15:15
民俗資料収集館	15:20~15:30
川村武夫 氏宅前	15:40~15:50
道仏公民館	16:00~16:20
役場駐車場	16:30~16:45

場所	場所
松倉春男 氏宅前	9:30~ 9:40
佐々木春松 氏宅前	9:45~ 9:55
旧田代小中学校跡	10:05~10:20
内城一男 氏宅前	10:25~10:40
中城商店前	10:45~11:00
晴山沢集会所	11:05~11:20
登切集会所	11:25~11:35
平内バス停前	11:40~11:50
平内鶏舞保存館	11:55~12:05
中央体育館	12:10~12:30
野沢バス停前	13:35~13:50
上野正蔵 氏宅前	13:55~14:05
高山憲雄 氏宅前	14:10~14:25
荒道鶴造 氏宅前	14:30~14:45
小舟渡漁港駐車場	14:50~15:05
追越集会所	15:10~15:20
荒谷集会所	15:25~15:35

平成20年度飼い犬の定期集合登録及び狂犬病予防注射を、上記日程表のとおり実施しますので、必ず受けるようにしてください。

なお、諸事情により「石鉢学習塾前」は「石鉢ふれあい交流館」に、「小舟渡屯所前」は「小舟渡漁港駐車場」にそれぞれ変更になっておりますので、ご注意ください。

料 金	
登録手数料	3,000円
注射手数料	3,000円

- 注意事項
1. 登録と注射は生後91日以上の子犬です。(妊娠中の犬及び体調の悪い犬は注射をしないでください。)
  2. 注射の前後は、犬に激しい運動をさせないでください。
  3. 注射の際に暴れる犬もおりますので、犬をおさえられる方がおいでください。  
※暴れて注射ができない場合は、動物病院で受けていただきますので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ】 町民課 戸籍住民グループ ☎88-2119

## 住宅借入金等特別税額控除の申告をお忘れなく!

税源移譲で所得税が減少することにより、住宅ローン控除額を控除しきれない場合、申告することによりこの控除しきれない分が翌年度の住民税から減額されます。

対象となる方は、毎年期日までに申告書を提出する必要がありますので、忘れずに手続きしてください。

### ■対象となる方

平成11年から18年までに入居した方で、所得税から住宅ローン控除額を控除しきれなかった方。

### ■申告期限

毎年3月15日  
(平成20年は3月17日)まで。



### ■申告方法

『住宅借入金等特別税額控除申告書』を提出してください。

- ①所得税の確定申告をしない方  
⇒源泉徴収票を添付して町民課へ提出
- ②所得税の確定申告をする方  
⇒所得税の確定申告書と一緒に税務署または町民課へ提出

### ■適用期間

この控除は、平成20年度分から平成28年度分までの住民税に適用されます。

対象となる方は、毎年申告書を提出していただく必要があります。

### ■その他

詳細は、広報はしかみ12月号または町ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】  
町民課 税務グループ ☎88-2129

# ～4月からの制度改正について～

◎主な改正点

1. 自己負担割合が一部変更になります

現 行	改 正 後
1歳～3歳未満：2割	1歳～小学校入学前：2割
※70歳～74歳（一般）の方の1割から2割への自己負担割合の改正については、1年間凍結されることとなり、平成21年4月からの改正となります。 3月中に記載事項を訂正した高齢受給者証を発送します。古い受給者証はご返却ください。	

2. 退職者医療制度の対象年齢が変更になります

現 行	改 正 後
対象年齢 75歳未満	対象年齢 65歳未満
※該当の方には3月中に一般の被保険者証（水色）を送付します。期限切れの退職被保険者証（もえぎ色）はご返却ください。	

3. 療養病棟入院時の「食費・居住費」負担の対象年齢が変更になります

現 行	改 正 後
対象年齢 70歳以上	対象年齢 65歳以上
※費用額（一般）食費：1食460円 居住費：1日320円 ※療養病棟以外の入院はこれまでどおり1食260円（一般）の負担です。	

4. 保険税に「後期高齢者支援金分」が創設されます

賦課区分が「医療保険分」、「後期高齢者支援金分」、「介護保険分」の3つに区分される予定です。税率や賦課限度額等の詳細は、決まり次第お知らせします。

5. 10月から国民健康保険税の年金天引きが始まります

世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上の場合、介護保険料と同様に国民健康保険税も世帯主の年金から天引きとなる予定です。ただし、年金額等が一定要件を満たしていない方は天引きされません。



6. 後期高齢者医療制度が始まります

75歳以上の方（65歳以上で一定の障害のある方を含む。この場合、要申請）は国民健康保険を脱退して、「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

【問い合わせ】保健福祉課 健康増進グループ ☎88-2219

## 遺児の保護者に入学祝金

4月に小・中学校に入学する遺児と同一生計にある保護者に、入学祝金を支給します。

《支給対象者》次のいずれかに該当する児童・生徒

- ①父か母または両親ともに死亡
- ②父か母または両親ともに引き続き3か月以上生死が明らかでない
- ③父か母または両親が1年以上行方不明
- ④父か母または両親に1年以上遺棄されている

- ⑤父か母または両親ともに心身の障害により労働能力を失っている
- ⑥父か母または両親ともに1年以上拘禁されている

《支給額》遺児ひとりにつき7千円

《申込期限》4月18日（金）まで

《持参するもの》印鑑、保護者名義の口座番号の確認できるもの

【問い合わせ】保健福祉課 福祉グループ ☎88-2641

# 階上町食育推進基本計画の概要① 広げよう! 笑顔の輪 伝えよう! ふるさと階上の味



## 食育ってどんなこと?

食育基本法では、『生きる上での基本であり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること』とあります。

ライフスタイルの多様化や核家族化の進む現代では、自然に身につけることが困難になってきており、ひとりひとりが豊かな人間性を育み、生涯にわたって健全な心身を培う力を身につけるための取り組みが必要になってきています。



## 行政と地域の代表者が話し合いました

昨年の8月から食育推進協議会で検討を重ね、12月に階上町食育推進基本計画を策定しました。

平成20年4月から5年間にわたり、基本計画に基づく取り組みを重点的に行っていきます。



### 《取り組みの3本柱》 町民の生涯にわたる健康で豊かな生活

1

#### 親子の食生活における食育の推進

親子を対象とし、朝食の摂取、基本的食生活習慣を身につける、食に対する感謝の気持ちを育てる等を目的とした取り組みを行います。

2

#### 成人期の健康づくり

生活習慣病予防のため、受診しやすい健診体制の整備、健康づくり事業の充実を行います。

3

#### 地産地消、食文化伝承の推進

地元でとれた新鮮で安心な食材の販売や農業体験の促進の他、先人の知恵が盛り込まれた階上町の食文化の伝承を行います。

## 平成20年度 ポリオ予防接種のお知らせ

ポリオは、せき髄の細胞が破壊される感染症で「小児麻痺」とも呼ばれています。現在も東南アジアやアフリカ地域で発生しており、大人になってから感染すると麻痺をおこす確率が高くなります。

乳幼児期のうちに忘れずに予防接種を受けましょう。

日 程	春		秋	
	4月	11日、18日 (金)	9月	10日、17日 (水)
	5月	14日、21日、28日 (水)	10月	1日、8日、15日 (水)
受付時間	12:30~13:00 ※時間厳守でお願いします。			
場 所	みうらクリニック (蒼前西三丁目9-3177 ☎80-1212)			
持 ち 物	①母子手帳 ②予診票 ③健康保険証 ④みうらクリニックの診察券 (お持ちの方のみ)			
注 意 事 項	1) お子さんが下痢をしている日は避けてください。 ポリオの免疫は、ウィルスが腸内で増殖することで出来ます。下痢をしていると十分に免疫がつかないことがあります。 2) 春と秋に1回ずつ接種する。 ポリオワクチンは41日以上の期間をあけて2回接種します。			

【問い合わせ】 保健福祉課 健康増進グループ ☎88-2219

## 児童扶養手当の一部支給停止措置に関するお知らせ

4月から、手当を受けてから5年経過した等の場合、所定の手続きを行わないと手当の一部が支給停止されます。対象の方には、お知らせが届きますので、忘れずに手続きをしてください。

【問い合わせ】保健福祉課 福祉グループ ☎88-2641

## 階上町体育協会からののお知らせ

階上町体育協会の各競技団体では選手を募集しています。

スポーツが好きな方、やりたい方、興味がある方はお気軽にお問い合わせください。

### ◎野球協会

《資格》町内在住、在勤の方で満18歳～概ね30歳以下の方で野球経験のある方

《活動時間》各大会は、土曜・日曜日に開催されます。※ご希望の方は朝野球協会への登録もできます。

《問い合わせ》代表 大谷地 ☎88-2120（勤務先）

3月25日（火）までにご連絡ください。

### ◎バレーボール協会

《資格》町内在住で18歳～概ね30歳の男女

《活動時間》毎週火曜日 町民体育館19:00～21:30

毎週木曜日 中央体育館19:00～21:30

《問い合わせ》代表 下平 ☎88-2306

### ◎家庭婦人バレーボール協会

《資格》町内在住で25歳以上の既婚者の方

《活動時間》毎週月・金曜日 石鉢小学校体育館19:45～21:30

《問い合わせ》代表 坂 ☎88-1515（勤務先）



【問い合わせ】階上町体育協会事務局（教育委員会教育課内） ☎88-2764

## スポーツ・文化・ボランティア活動に最適なスポーツ安全保険

スポーツ安全保険とは、アマチュアのスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行う社会教育団体の団体活動を対象とした保険です。

掛金は年齢、団体種別、補償内容に応じて年額500円から9,000円となっており、小さな掛金で入院、通院、死亡、後遺障害などの傷害保険をはじめ賠償責任保険や共済見舞金など大きな補償が得られます。

2008年度の加入は3月1日から受付を開始し、保険期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日までとなります。

なお、4月1日以降の申し込みは、掛金を振り込んだ日の翌日から有効となります。加入依頼書は教育委員会に設置しています。

さらに詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】スポーツ安全協会青森県支部 ☎017-782-6984

## ライフジャケット着用義務化のお知らせ

4月1日より、1人乗り小型漁船で航行・漁ろう作業に従事する場合、携帯電話等の連絡手段の有無にかかわらず、ライフジャケットの着用が必要となります。

万が一、海中に転落した場合、ライフジャケットを着用した場合の生存率は85%で、未着用の場合の生存率の約3倍となります。

ライフジャケットには、膨張式をはじめとする様々なタイプの物が販売されていますので、漁ろうの種類に応じて適切なライフジャケットをお選びください。



【問い合わせ】東北運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課 ☎022-791-7524

# 年金だより

## ～国民年金保険料納付案内書の送付 他～

### ◆国民年金保険料納付案内書が送付されます

平成20年度の国民年金保険料月額、14,410円です。

4月上旬に、国民年金保険料の納付案内書が送付されます。案内書には毎月の保険料納付書のほか、口座振替申出書や前納用納付書も同封されています。

毎月の保険料は、金融機関や郵便局、各社会保険事務所、コンビニエンスストアで納めていただきます。

また、口座振替をご利用されると納め忘れがなく、便利で安心・確実です。通常は翌月末の引落としですが、早割制度(当月末引落とし)を利用すると月々50円割引になります。

また、前納制度(一定期間分の保険料を前もって納める)はさらにお得で、口座振替での前納は現金での前納よりも割引額が増えます。

### ◆「ねんきん特別便」について

社会保険庁では、基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録について、コンピューターによる名

寄せを行い、その結果、記録が発見された方には3月末までに「ねんきん特別便」をお送りします。

4月からは、前述の方以外の全ての皆様にも順次「ねんきん特別便」をお送りします。

①年金受給者の方⇒平成20年4月～5月までの間

②現役加入者の方⇒平成20年6月～10月までの間

「ねんきん特別便」についてのご質問やお問い合わせは、専用ダイヤル☎0570-058-555で受け付けています。

### ◆住所・名字が変わった方はすみやかに届出を!

現住所と社会保険事務所に申請している住所が異なると「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要です。

また、結婚等で名字が変わり、氏名変更届を提出していない場合は、ご自身の年金記録を確認するためにも届出をお願いいたします。

【問い合わせ】八戸社会保険事務所 ☎44-1742  
町民課 戸籍住民グループ ☎88-2119

## 国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を実施いたします。

試験名	受付期間(最終日の通信日付印有効)	第1次試験日
I種試験(大学卒業程度)	4月1日(火)～4月8日(火)	5月4日(日)
II種試験(大学卒業程度)	4月11日(金)～4月22日(火)	6月22日(日)
III種試験(高校卒業程度)	6月24日(火)～7月1日(火)	9月7日(日)

申込用紙の請求や受験資格等の詳しい内容については、人事院ホームページ又は下記にお問い合わせください。

【問い合わせ】人事院東北事務局 第二課 試験係 ☎022-221-2022  
人事院ホームページ <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

## 「国税専門官採用試験(大学卒業程度)」のお知らせ

仙台国税局では、地元の大学に通っている方、首都圏からUターンして公務員を目指す方など、東北を拠点に活躍するバイタリティーあふれる税務職員を募集しています。

今回募集を行うのは、試験内容が大学卒業程度の「国税専門官」です。

### ■受験資格

1. 昭和54年4月2日～昭和62年4月1日生まれの者
2. 昭和62年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
  - (1) 大学を卒業した者及び平成21年3月までに大学を卒業する見込みの者

(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

■受付期間 4月1日(火)～4月14日(月)まで

■申込書請求

最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課又は人事院東北事務局まで



【問い合わせ】仙台国税局 人事第二課  
☎022-263-1111 (内線3236)

# 町長室より拝啓 ⑭



階上町長  
浜谷 豊美

## 郷土出身力士・十文字来庁 ケガ克服して 頑張っ！

去る1月29日、初場所を終えた本町出身の十文字が後援会事務局の上野正宣氏と来庁し、元気な顔を見せてくれました。場所前に右ひじの手術をしたのが治らないまま臨んだ一月場所は、3勝4敗と不本意な成績に終わりましたが、腰痛にも耐えながら、

185cm、161kgの体を支えてよく頑張ったと思います。

応接室では「番付は下がりましたが、これから稽古で体を治して、また上に戻るように頑張ります。」と固い決意を見せてくれました。

3月場所は、幕下西9枚目となりましたが、体調が戻れば、得意の右四つや寄りで、いい相撲をとってくれると信じています。力士にとって、大きな声援や、後援会の支えが一番の励みになると思います。

階上町を背負って頑張っている十文字をみんなで応援しましょう！

本町出身力士がもう一人います。赤峰功揮（峰崎部屋）19歳、現在序二段ですが、活躍を期待しています。

## 今月のおすすめ本

※本を借りる場合は図書貸出券が必要です。（発行料無料）  
その場で発行できますので、身分証明証をご持参ください。

### 石鉢ふれあい交流館

☎80-1671

貸出時間：9時～19時  
（火～土、日・祝祭日）



『陰日向に咲く』

劇団ひとり 作／幻冬舎

東京に暮らす、どこか日の当たらない9人の人々が一生懸命に生きようとする姿を描く、笑いと涙の物語。

### 中央公民館（ハートフルプラザ）

☎88-2044

貸出時間：9時～19時  
（月～土、日・祝祭日）



『関暁夫の都市伝説』

関 暁夫 著／竹書房

あなたの常識が覆される話が満載。テレビ番組の芸人都市伝説コーナーで話題沸騰。

信じるか信じないかは、あなた次第！

### 道仏公民館

☎89-2110

貸出時間：9時～17時（月～金）  
※土曜日は15時まで



愛蔵版『佐賀のがばいばあちゃん』

島田 洋七 著／徳間書店

小学生でも読みやすい「佐賀のがばいばあちゃん」。第1章「はじめまして、おばあちゃん！」から第13章「桜の下の夢ごち」までアキヒロとがばいばあちゃんの物語が生き生きと描かれています。

(広告)

(広告)

## 手打ちそばによる そばのふるさとづくり

手打ちそば教習所開催中！（平成19年度 むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援事業採択）



自分で打ったそばの味は格別です。  
グループで、お一人でお気軽にお越しください。（※事前予約が必要です）



フォレストピア階上 ☎88-4449 階上町大字鳥屋部字大柿1-2





# 広報カレンダー 3月16日(日)~4月15日(火)



3月	
16 日	◆剣道クラブ (町民体育館 10:00~12:00) ◆町・県民税申告受付日 (全地区/ハートフルプラザ 9:00~15:00)
17 月	◆燃えないゴミ収集日 (全地区) ◆町・県民税申告受付日 (全地区/ハートフルプラザ 9:00~15:00)
18 火	◆燃えるゴミ収集日 (中央・西部地区) ◆粗大ゴミ収集日 (東部地区) ◆合同相談 (行政・人権・心配ごと ハートフルプラザ 13:00~15:00) ◆教育相談 (ハートフルプラザ 13:00~16:00)
19 水	◆空缶・空びん・ペットボトル収集日 (全地区) ◆新聞紙・ダンボール収集日 (全地区) ◆道仏小、階上小卒業式 (10:00~) ◆大蛇小卒業式 (13:30~)
20 木	◆春分の日 ◆粗大ゴミの収集休み (中央・西部地区) ◆東部地区の燃えるゴミ収集は翌日 (21日) となります
21 金	◆燃えるゴミ収集日 (東部地区) ◆燃えるゴミ収集日 (蒼前西地区)
22 土	◆赤保内小、石鉢小、金山沢小、小舟渡小 卒業式 (10:00~)
23 日	◆剣道クラブ (町民体育館 10:00~12:00)
24 月	◆燃えないゴミ収集日 (全地区)
25 火	◆燃えるゴミ収集日 (中央・西部地区) ◆民俗資料収集館開放日 (9:00~16:00)
26 水	◆空缶・空びん・ペットボトル収集日 (全地区) ◆雑誌・チラシ・古布・その他の紙収集日 (全地区) ◆小・中学校修了式
27 木	◆燃えるゴミ収集日 (東部地区)
28 金	◆燃えるゴミ収集日 (蒼前西地区)
29 土	
30 日	◆剣道クラブ (町民体育館 10:00~12:00)
31 月	◆燃えないゴミ収集日 (全地区)

4月	
1 火	◆燃えるゴミ収集日 (中央・西部地区)
2 水	◆空缶・空びん・ペットボトル収集日 (全地区) ◆新聞紙・ダンボール収集日 (全地区)
3 木	◆燃えるゴミ収集日 (東部地区)
4 金	◆燃えるゴミ収集日 (蒼前西地区)
5 土	
6 日	◆剣道クラブ (町民体育館 10:00~12:00)
7 月	◆燃えないゴミ収集日 (全地区) ◆小・中学校入学式
8 火	◆燃えるゴミ収集日 (中央・西部地区) ◆民俗資料収集館開放日 (9:00~16:00)
9 水	◆空缶・空びん・ペットボトル収集日 (全地区) ◆雑誌・チラシ・古布・その他の紙収集日 (全地区)
10 木	◆燃えるゴミ収集日 (東部地区)
11 金	◆燃えるゴミ収集日 (蒼前西地区) ◆ポリオ予防接種 (みうらクリニック 受付12:30~13:00)
12 土	
13 日	◆剣道クラブ (中央体育館 10:00~12:00)
14 月	◆燃えないゴミ収集日 (全地区)
15 火	◆燃えるゴミ収集日 (中央・西部地区) ◆粗大ゴミ収集日 (東部地区) ◆合同相談 (行政・人権・心配ごと ハートフルプラザ 13:00~15:00) ◆教育相談 (ハートフルプラザ 13:00~16:00)

## ◎ゴミ収集日の地区区分について◎

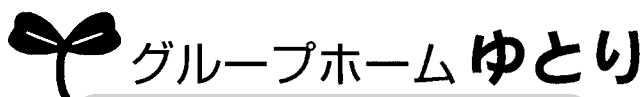
**中央地区** 石鉢、蒼前、野場中、角柄折、金山沢、田代、晴山沢、平内、鳥屋部、赤保内、耳ヶ吠西

**東部地区** 耳ヶ吠東、荒谷、大蛇、追越、榊、駅前、道仏、小舟渡

※ゴミは、収集日の朝8時までに指定された場所に出してください。

(広告)

(広告)



## グループホーム ゆとり

こころ豊かなケアの実践と  
人の関わりを大切にする

入居者募集中!

いつでもお気軽にお立ち寄りください

**AED 設置所 (24時間対応可能)**

039-1212 三戸郡階上町蒼前東6丁目9-181

TEL・FAX 0178-88-1920

(広告)

(広告)



## 訪問介護スタッフ募集!!

必要資格：ヘルパー2級以上

応募方法：電話連絡の上、委細面談 (履歴書持参)

〒039-1212 三戸郡階上町蒼前西2丁目9番の988

Tel 0178-88-2595 (担当 酒田)

# 消防情報

火事は119番へ  
 消防本部 ☎ 44-2135  
 階上分署 ☎ 88-2105



# 交番情報

事件は110番へ  
 階上交番 ☎ 88-2022  
 田代駐在所 ☎ 88-2110



## 雪解けに伴う速度超過等による事故を防止しよう！

春の訪れが感じられるようになり、道路の雪も解け始め、車も走りやすくなるこの時期は、冬期間の渋滞によるイライラ感から解放されるため、スピードの出し過ぎによる重大交通事故の発生が危惧されます。

■雪解け時期の運転には十分に注意を  
 道路には自転車も増えるなど交通事情が変化しますので、ドライバーにとってはむしろ危険な時期といえます。このような時期にこそ速度を控えるにすることが最も大切です。

日中は天候が良くても、朝・夕は気温の低下により解けた雪が凍り、見た

目には濡れた路面が実はブラックアイス状態になっていることがあります。また、日中でも陽のあたらない部分は凍っていることがあります。

“本格的な春の到来までは、常に路面状況、気温に注意して運転しましょう。”

## 四つのももくん運動実施中



3時点灯  
ももくん

## 「住宅火災等の出火防止」について

平成19年八戸広域消防本部管内の出火件数は122件あり、そのうち建物火災88件、その他火災21件、車両火災10件、林野火災が3件発生し、出火原因については放火が最も多く、次いでたばこ、ストーブ、電気機器、こんろの順となっています。これらの火災による負傷者は20名、死者においては9名もの尊い命が奪われているのです。

降雪が少ない日が続いていますが、昨年よりも冷え込みが強いため、まだまだ暖房器具は手放せません。しかし、この暖房

器具の取り扱い不注意による住宅火災が後を絶ちません。また、全国的にみて住宅火災で亡くなった半数以上が、災害時要援護者と言われる65歳以上の高齢者となっています。

住宅から火災を出さないために、また、被害を少なくするために次のことを守りましょう。

- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 寝たばこは、絶対にやめる。
- ストーブのそばには、燃えやすい物を置かないようにする。
- 放火による火災を防ぐために、家の周りに燃えやすい物を置かないようにする。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐ

## ☆平成20年 県内の交通事故概況 ☆ 青森県交通対策協議会

発生	1月中	年累計	飲酒運転による死者	
	630件 (+85)	630件 (+85)	0人 (-1)	
死者	2人 (-4)	2人 (-4)	高齢者の死者 ～65歳以上の人～	
			1人 (-1)	
傷者			自動車乗車中の死者	
			1人 (±0)	
	801 (+93)	801 (+93)	シートベルト	
			非着用死者	1人 (±0)
			着用していれば助かったと思われる人	1人 (±0)

※ ( ) 内は前年比。累計は1月から。速報値のため後日変更することがあります。

## ☆平成20年 階上町交通事故発生状況☆

	1月31日現在	前年同期比増減
発生件数	4	+2
死者	0	±0
傷者数	4	±0
死亡事故ゼロ連続日数		153日

## ☆住宅用火災警報器について

ために、防災製品を使用しましょう。  
 ○火災を小さいうちに消すために消火器を設置しましょう。  
 ○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作りましょう。

これからの季節は空気が乾燥し、風も強い日が多く、火災の発生や拡大がしやすい気象状況となります。住宅火災による被害を少しでも減らすためには、町民のみなさんの防火意識の高揚が必要です。それぞれの家庭で住宅防火対策について話し合い、火災のない住みよい町づくりに努めましょう。

- 新築住宅は平成18年6月1日から
- 既存住宅は平成20年6月2日から

住宅用火災警報器を設置することが義務化されました。八戸広域消防本部管内において住宅用火災警報器の不適切な訪問販売の事例が発生しています。被害に遭わないよう注意してください。

そのような事例が発生した場合、または、ご不明な点がある場合は、八戸東消防署階上分署(☎88-2105)までお問い合わせください。

ふうやしの

# 溪辺の花

<226>

有谷 升

## エゾタンポポ (きく科)

タンポポは、日本全国に分布し、野草としては知名度が一番である。今は、外来種のセイヨウタンポポの勢力が強くなり、最近は見かけることが無くなってしまった。

日本のタンポポは朝開き、午後三時ごろには閉じ始める。(セイヨウタンポポは早朝から夕方暗くなるまで開いてる。)

この開閉運動は内生リズム

によるという。温度、光なども影響し、温度の上昇と光が開花を促進するという。

花期は四〜六月、地方名には、ウサギノチチ・ポンポンクサなどがある。



春のシンボル



◇171◇

正部家 奨 / 作・佐藤 明 / 画

### 八戸藩、城主格への道 (四)

島津篤之丞を八戸藩へ婿養子に出した鹿兒島藩では八戸藩の昇格運動を展開したことは想像に難くありません。

鹿兒島藩の島津家は中世より近世に至る南九州の大名で、戦国期に薩摩、大隅を統一して戦国大名となりましたが、

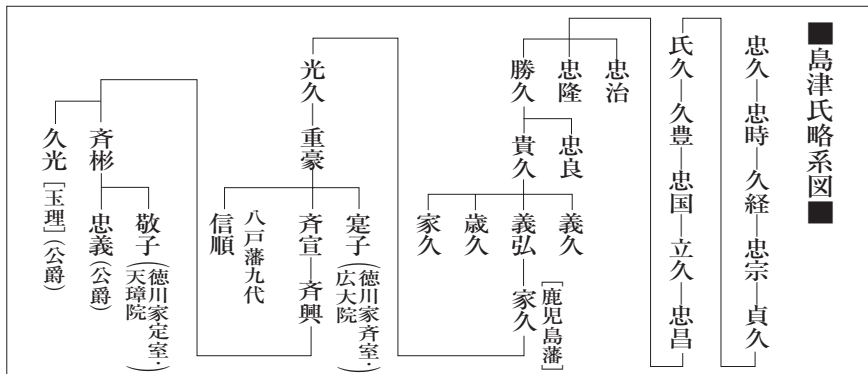
天正年間に豊臣秀吉の九州征伐で敗れ、慶長五年(一六〇〇)美濃国関ヶ原(岐阜県)

の戦いでは西軍に属して敗れましたが、その後、家久の時代に鹿兒島七十二万九千石を領知されました。

八戸藩九代を継いだ信順の父の島津重豪は一橋宗君の娘、



### ■島津氏略系図



# わが町の風景

優秀賞

階上町観光協会フォトコンテスト入選作品から

タイトル：「霧 氷」  
撮影場所：階上岳山頂

撮影者：中坂政司さん（八戸市）  
使用カメラ：ミノルタα-7Xi



※実際の写真はカラーです

平成18年度に開催された第3回階上町観光協会フォトコンテスト入選作品をご紹介します。  
なお、第4回の応募受付は終了しました。多数のご応募ありがとうございました。



## 今月の表紙

五穀豊穡を祈願する八戸えんぶり  
が2月17日～20日の日程で開催され、本町から田代・鳥屋部・平内の3つのえんぶり組が参加しました。

田代えんぶり組（土橋 勝司 代表親方）は、今年、一番札を獲得。えんぶり行列の先頭を務めるという大役を果たしました。

また、八戸市内で行われた一斉摺り（＝えんぶりでは舞うことを“摺る”といいます。）では伝統の技を披露しました。

同組のえんぶりは、お囃子の流れが速く、太夫と呼ばれる舞い手の激しい動作が特徴の「どうさいえんぶり」。

烏帽子を被った太夫による力強い摺りは、地中に眠る春を呼び起こしていました。



## 平成20年2月受付分

### お誕生おめでとう

	（父の名・母の名）	（地区名）
工藤 湜大（俊英・恭子）	金山沢	
伊藤 瑠吾（優・望）	蒼前	
麦沢 晟来（信宏・友美）	野場中	
濱谷 光真（光三・真土香）	榊	
清水 優海花（洋伸・夕佳里）	蒼前	

### お悔み 申し上げます

	（年齢・地区名）
山下 富藏（74・道仏）	
松川 勲（64・石鉢）	
堀切 政雄（77・角柄折）	
中城 トキ（84・晴山沢）	
安是 ミヨ（88・蒼前）	
南 タミ（74・平内）	

### 町民課窓口業務延長のお知らせ

町民課では、次の窓口を1時間延長し、午後6時まで行っています。

- ◎戸籍住民グループ
  - ・住民票の交付
  - ・印鑑証明書の交付
- ◎税務グループ
  - ・所得証明書の交付
  - ・資産証明書の交付
  - ・納税証明書の交付

### 人のうごき

#### 世帯数と人口

平成20年3月1日現在（±前月比）

世帯数	5,579世帯	(- 3)
総人口	14,975人	(- 23)
男	7,535人	(- 13)
女	7,440人	(- 10)



この広報紙は再生紙  
を使用しています